

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目12番4号 N&E BLD. 7階

電話 03 (6367) 2531

E-mail: ibl@ibltokyo.jp <http://www.ibltokyo.jp>

【大阪開催】

★ 出版記念セミナーのご案内 ★

関西国際争訟研究会（KDR）会長・GBC ジービック大貫研究所代表 大貫雅晴先生の最新著作

『国際物品売買契約の基本実務講座』



「出版記念」セミナー&懇親会

前略 会員の皆様にはご清祥のことと存じ上げます。

さて、このたび関西国際争訟研究会（KDR）会長・GBC ジービック大貫研究所代表の大貫雅晴先生の最新のご著書『国際物品売買契約の基本実務講座』（同文館出版）が刊行されました。

本書の刊行を記念して開催する本セミナーでは、世界的に用いられるウィーン売買条約（CISG）とインコタームズ 2020 を軸に、契約書の作成・交渉から契約不履行時の救済・危険移転まで、国際物品売買契約実務の要点を大貫先生より分かりやすくご解説いただきます。

なお、今回は大阪・中之島にて開催いたします。セミナー終了後には大貫先生を囲んでの懇親会（ビュッフェ形式）も同会場にて予定しております。会員の皆様方の実務にお役立ていただくとともに、情報交換の機会としていただければ幸いです。ご多用中とは存じますが、ぜひご参加ください。

当日は、同文館出版のご協力により、新刊・既刊を特別価格にて頒布いたします。ぜひこの機会にお求めください。

※『国際物品売買契約の基本実務講座』 定価 3,410 円 → 特別価格 3,000 円

『国際商事仲裁の基本実務講座』 定価 2,970 円 → 特別価格 2,700 円

記

日 時 2026 年 11 月 18 日（水）

セミナー 午後 5 時～6 時（午後 4 時 30 分受付開始）

懇親会 午後 6 時～7 時 30 分

主 催／共 催 国際商事法研究所 ／ 関西国際争訟研究会（KDR）、GBC ジービック大貫研究所

協 力 同文館出版株式会社

内 容 「CISG とインコタームズ 2020 にみる国際物品売買契約実務」

- ①国際物品売買契約の基礎 ②ウィーン売買条約（CISG）の要点
- ③インコタームズ 2020 の実務 ④契約書作成・交渉の留意点
- ⑤契約不履行時の救済・危険移転 ほか（質疑応答を含みます）

講 師 GBC ジービック大貫研究所 代表／関西国際争訟研究会（KDR）会長
大貫雅晴先生

会 場 CUIMOTTE NAKANOSHIMA（クイモッテナカノシマ）

◆大阪府大阪市北区中之島 3-3-3 中之島三井ビルディング 4F

※地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅 徒歩 3 分／京阪中之島線「渡辺橋」駅 徒歩 1 分

※セミナー・懇親会とも同会場で開催いたします。

定 員 40 名（先着順）※ 申込順で先着 10 名様に著者の書籍を差し上げます。

奮ってお申し込みください。当日参加時にお渡しします。

参加費 セミナー（懇親会込み） 5,000 円（ビュッフェ・飲み放題付き／当日会場払い）

申込要領

①企業名 ②部課名 ③ご氏名 ④メールアドレスを明記の上、ibl@ibltokyo.jp までお申込ください（締切：2026 年 11 月 11 日（水））。

※お申込に係る個人情報は、本セミナーの受付事務に利用し、他には利用しません。

セミナー概要

「CISG とインコタームズ 2020 にみる国際物品売買契約実務」

講師 大貫雅晴先生 (GBC ジービック大貫研究所 代表／関西国際争訟研究会 (KDR) 会長)

1 はじめに

- ・「一つのことを考えるのに必ず利と害（利害）を交え合わせて考える。」
- ・「常法にこだわらず、事変に臨んで臨機応変にとるべし。」（孫子の兵法より）

2 国際物品売買契約の国際標準ルール

- ・ウィーン売買条約（CISG）とインコタームズ（Incoterms 2020）
 - －国際物品売買の国際的標準の法、慣習としての役割
 - －契約交渉、トラブル交渉での客観的基準としての役割
 - －CISG は default rule、当事者合意の契約が優先
- ・当事者合意（契約書） > Incoterms（慣習） > CISG（法・default rule）

3 CISG の下での売主、買主の基本的義務

- ・売主の義務（CISG 第 30 条）：物品の引渡しと書類の交付、及び所有権の移転
- ・買主の義務（同第 53 条）：物品の代金の支払い、物品引渡しの受領

4 物品の引渡場所と危険の移転

- ・CISG と Incoterms の関係 —FCA、CIP、DDP 他 11 条件—
- ・物品引渡し場所（delivery place）と危険の移転（passing of risk）
- ・危険の移転と重大な契約違反

5 契約違反の救済

- ・法（CISG）の救済規定 —履行請求、修補請求、契約解除、代金減額、損害賠償 他
- ・トラブル事例 —法の救済規定と実務上の対応
（臨機応変にとるべし、三方良し：売手よし、買手よし、世間よし）

6 運送途中の物品売買の危険の移転

- 京都地裁令和 6 年 12 月 10 日判決（令和 4 年（ワ）第 3243 号）から
- ・準拠法と CISG の適用（同第 1 条）—当事者の営業所の所在地が異なる国—
- ・国際性の定義と商慣習（Lex Mercatoria）の役割
- ・連鎖売買（string sale）と CFR、CIF の危険の移転
- ・UNCITRAL モデル法第 28 条「契約の条項に従って決定しなければならず、取引に適用される業界の慣行を考慮に入れなければならない。」